



23 医療環境の充実



(1) 医療機関の役割分担と連携

●休日・夜間救急医療

入院を必要としない患者に対する初期救急医療を区が担い、一方、入院を必要とする患者に対する二次救急医療を都が担っている。

1 初期救急医療

地域の診療所の多くが休診となる土・日曜日、祝休日や年末年始に、練馬休日急患診療所（区役所東庁舎2階）と石神井休日急患診療所（石神井庁舎地下1階）を設置し、初期救急医療を提供している。

また、ニーズの高い小児初期医療に対応するため、練馬区夜間救急こどもクリニック事業を練馬休日急患診療所において、毎日準夜間（平日午後8時～11時、土・日・祝休日午後6時～10時）に実施している。

〔初期救急医療施設〕

29年度

施設名	診療日数 (日)	受診者数 (人)
練馬休日急患診療所	365	10,625
練馬区夜間救急こどもクリニック	365	4,244 (※)
石神井休日急患診療所	121	7,874

注：受診者数の※は練馬休日急患診療所の内数

2 歯科（初期）救急医療

地域の歯科診療所の多くが休診となる日曜日、祝休日や年末年始に練馬歯科休日急患診療所（区役所東庁舎3階）を設置し、歯科（初期）救急医療を提供している。

また、ゴールデンウィークと年末年始には、休日診療当番制歯科診療所を区内に2か所開設している。

〔歯科（初期）救急医療施設〕

29年度

施設名	診療日数 (日)	受診者数 (人)
練馬歯科休日急患診療所	70	550
当番歯科診療所	13	182

3 二次救急医療

都は、区内6病院と1診療所を二次救急医療機関として指定し、休日・全夜間診療を委託して入院を必要とする救急患者に医療を提供している。

〔二次救急医療機関〕

29年度

	施設名	所在地
病院	順天堂練馬病院	高野台 3-1-10
	練馬光が丘病院	光が丘 2-11-1
	練馬総合病院	旭丘 1-24-1
	浩生会スズキ病院	栄町 7-1
	大泉生協病院	東大泉 6-3-3
	田中脳神経外科病院	関町南 3-9-23
診療所	川満外科	東大泉 6-34-46

●心身障害者（児）・要介護高齢者歯科診療

地域の歯科診療所では治療の困難な心身障害者（児）や要介護高齢者を対象に、練馬つつじ歯科診療所（区役所東庁舎3階）を設置し歯科診療を提供している。

また、摂食・えん下機能が低下している心身障害者（児）や要介護高齢者を対象に、摂食・えん下リハビリテーション診療を行っている。

〔心身障害者（児）・要介護高齢者歯科診療状況〕

29年度

区 分	診療日数 (日)	治療件数 (件)
心身障害者（児）・要介護高齢者歯科診療	97	2,651
摂食・えん下リハビリテーション診療	83	263

(2) 病床の確保

●順天堂大学医学部附属練馬病院

区が病院を誘致する方式により、17年7月に順天堂練馬病院が開院した。区の中核的な病院として、主につぎの機能を担っている。

- ・救急医療、小児医療、災害時医療、がん医療など
- ・内科、外科、小児科の24時間救急医療
- ・区内医療機関との連携

また、現在、400床ある病床の利用率は98.5%と高いため、32年度末を目途に90床の増床を行う。

●公益社団法人地域医療振興協会練馬光が丘病院

区内の病床を維持するため、日本大学医学部付属練馬光が丘病院を引き継ぎ、24年4月に公益社団法人地域医療振興協会練馬光が丘病院が開院した。

区の中核的な病院として、主につぎの機能を担っている。

- ・救急医療、小児医療、周産期医療、災害時医療など
- ・高度で専門的および総合的な医療
- ・区内医療機関との連携

現病院建物は老朽化が進んでいることに加え、今後の高齢化によって増大する医療需要と、さらなる医療機能の拡充に対応するため、29年度に策定した「練馬光が丘病院改築基本構想」に基づき、34年度中の開院を目指して移転・改築する。

●旧高野台運動場用地への病院誘致

旧高野台運動場用地の一部を活用し、区が病院の建設および運営を行う事業者を誘致する方式により、回復期（※1）・慢性期（※2）の機能を有する200床程度の病院を整備する。

29年度に病院の運営予定事業者を決定した。33年度中の開院を目指して整備を進める。

※1 回復期機能：

急性期の病院を退院後、すぐに自宅に戻ることが難しい方を受け入れ、在宅復帰に向けた医療やリハビリテーションを提供する機能。また、容体が悪化した方の一時的な受入れにも対応

※2 慢性期機能：

比較的長期間の療養が必要な方を入院させる機能

●人材の確保～看護職員フェア

全国的に慢性的な看護師不足の状況が続いている中、区では、区内病院等の看護師不足の改善を目的に、20年度から看護職員フェアを実施している。

本フェアでは、看護師の免許を持ちながら病院等に勤務していない潜在看護師を再就業につなげる機会を提供している。29年度は2回実施し、来場者75人のうち8人の就業に結び付いた。

(3) 在宅療養の推進

高齢者地域包括ケアシステムの一翼を担う在宅療養を支援する在宅療養ネットワークの構築を目指し、在宅療養推進のための取組を行っている。（詳細は、106ページの＜在宅療養の推進＞を参照）

(4) 災害時医療救護体制の構築

●医療機関の役割分担と連携

災害時に区立小・中学校に設置される避難拠点のうち、10校に医療救護所を設ける。医療救護所では、医師会、歯科医師会、薬剤師会、柔道整復師会が派遣した医療スタッフを中心に、来所する傷病者のトリアージ（※）を行う。重症者等を災害拠点病院（2か所）

または災害拠点連携医療機関（6か所）に搬送するとともに、軽症者に対する応急処置を行う。

※トリアージ：

災害発生時に多数の傷病者が同時に発生した場合に、傷病者の緊急度や重症度に応じて、適切な処置や搬送を行うための治療優先順位を決定すること

●医療救護所訓練の実施

医療救護所に参集する医療スタッフや地域の区民を中心に訓練を実施している。29年度は練馬東中学校、石神井西中学校で、近接する医療機関とともに実施した。

〔医療救護所設置校〕

医療救護所	所在地
旭丘中学校	旭丘 2-40-1
開進第三中学校	桜台 3-28-1
貫井中学校	貫井 2-14-13
練馬東中学校	春日町 2-14-22
光が丘第四中学校	光が丘 2-5-1
石神井東中学校	高野台 1-8-34
谷原中学校	谷原 4-10-5
大泉南小学校	東大泉 6-28-1
大泉西中学校	西大泉 3-19-27
石神井西中学校	関町南 3-10-3